

町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案）報告書

2021 年（令和 3 年）2 月
町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会

町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案）報告書

目 次

第1章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方について	
1 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方とは -----	1
2 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方の構成 -----	1
第2章 町田市立学校施設整備の基本理念	
1 教育環境・生活環境づくりの基本理念 -----	2
2 放課後活動の拠点づくりの基本理念 -----	2
3 市民生活の拠点づくりの基本理念 -----	2
第3章 町田市立学校施設整備の基本方針	
1 学校用地の条件に応じて教育環境を充実させることができる環境整備-----	3
2 将来の環境変化に柔軟に対応することができる環境整備 -----	3
3 ライフサイクルコストをより少なくすることができる環境整備-----	3
第4章 町田市立学校 施設機能別整備方針	
I 学校施設整備の検討条件	
1 学級編制基準について -----	4
2 学級数及び児童・生徒数について -----	4
II 小学校	
1 施設構成の基本的な考え方 -----	5
2 施設機能別整備方針 -----	5
(1) 普通教室等 -----	5
(2) 多目的スペース -----	6
(3) 特別教室 -----	8
III 中学校	
1 施設構成の基本的な考え方 -----	10
2 施設機能別整備方針 -----	10
(1) 普通教室等 -----	10
(2) 多目的スペース -----	11
(3) 特別教室 -----	12
(4) その他（進路指導室） -----	13
IV 小・中学校の共通事項	
1 特別支援教育 -----	14
(1) 特別支援学級 -----	14
(2) 特別支援教室 -----	14

2 ICT 環境 -----	15
3 管理諸室 -----	15
(1) 施設構成の基本的な考え方 -----	15
(2) 職員室 -----	15
(3) 校長室 -----	16
(4) 事務室 -----	16
(5) 保健室 -----	16
(6) 用務員室 -----	16
(7) 倉庫・教材室 -----	16
(8) 教育相談室 -----	16
(9) 会議室 -----	17
(10) 職員用更衣室 -----	17
(11) 給湯室 -----	17
4 その他諸室 -----	17
(1) 放送室 -----	17
(2) 児童・生徒用更衣室 -----	17
(3) 児童・生徒会室 -----	17
(4) 保護者活動室（PTA 室） -----	17
(5) コミュニティルーム -----	17
(6) 学校管理員室 -----	17
5 共有スペース -----	17
(1) 昇降口 -----	17
(2) 廊下 -----	18
(3) 階段 -----	18
(4) 児童・生徒用トイレ -----	18
(5) 手洗い場 -----	18
(6) 学校ギャラリー -----	18
(7) コミュニケーションスペース -----	18
6 体育施設 -----	19
(1) 屋内体育施設 -----	19
(2) 屋外体育施設 -----	19
(3) プール -----	19
7 給食施設 -----	19
8 空調設備・換気計画 -----	20
9 駐車場・駐輪場 -----	20
10 防犯・安全対策 -----	20

11 バリアフリー・ユニバーサルデザイン -----	20
12 防災拠点としての施設整備 -----	20
13 放課後活動 -----	21
14 地域開放・複合化への対応 -----	21
15 木質化 -----	21
16 環境配慮 -----	21
V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応	
7 容積率超過への対応 -----	22
8 屋外運動場面積不足への対応 -----	22
VI 諸室の構成及び規模の標準	
1 小学校	
(1) 24 学級 (オープンスペース有り) -----	23
(2) 24 学級 (オープンスペース無し) -----	24
(3) 18 学級 (オープンスペース有り) -----	25
(4) 18 学級 (オープンスペース無し) -----	26
2 中学校	
(1) 18 学級 -----	27
(2) 12 学級 -----	28

<参考資料>

(1) 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会委員及び事務局名簿 -----	29
(2) 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 開催経過 -----	30

第1章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方について

1 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方とは

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」）とは、学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替えを行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育活動、放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの学校施設のあり方と、そのあり方を実現するうえで重視する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたものです。

2 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方の構成

基本的な考え方は大きく「町田市立学校施設整備の基本理念」「町田市立学校施設整備の基本方針」で構成されており、その基本理念及び基本方針を具体化するための「町田市立学校 施設機能別整備方針」を区分して構成しています。

「町田市立学校施設整備の基本理念」（以下「基本理念」）は、町田市立学校における「教育環境・生活環境づくり」「放課後活動の拠点づくり」「市民生活の拠点づくり」を進めるうえで、どのような学校施設を整備する必要があるのか、そのあり方を基本理念として表しています。

「町田市立学校施設整備の基本方針」（以下「基本方針」）は、基本理念の実現に向けて、何を重視して学校施設を整備するのか、その基本方針を表しています。

「町田市立学校 施設機能別整備方針」（以下「整備方針」）は、基本理念及び基本方針の実現に向けて、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等などの学校施設整備を進めるうえでの標準となる整備方針を表しています。

第2章 町田市立学校施設整備の基本理念

1 教育環境・生活環境づくりの基本理念

児童・生徒が、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることのできる力を育むために必要な、多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

特に、児童・生徒が協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性や人間関係を形成する力を育むために、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

「町田市教育プラン 2019-2023」において教育目標として掲げている「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子」を育てるために必要な、主体的・対話的で深い学びを実現するための多様な学習形態に対応することができる環境や、体力を向上させるために学校生活において自ら体を動かしたくなる環境を整備します。

また、ICT を活用した教育活動が一層推進されることが見込まれる将来において、児童・生徒が学校に通学して学ぶ意味を考えた時に、協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力を育むことが特に重要となります。

のことから、防犯対策や施設の安全性といった安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、普通教室とその周辺におけるゆとりの確保や共有スペースの工夫等によって、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

2 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

児童・生徒の保護者の就労の状況や本人の意思によって、放課後には様々な居場所や過ごし方があります。

のことから、小学校では、学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」、中学校では部活動や地域未来塾などのような放課後活動の拠点の一つとして、防犯対策や施設の安全性を確保し、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

3 市民生活の拠点づくりの基本理念

多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放、他の公共施設等との複合化によって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動への支援や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、町田市立学校が町田市地域防災計画における指定避難施設と位置づけられていることを踏まえて、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

第3章 町田市立学校施設整備の基本方針

1 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

学校用地の面積や法的要件、周辺環境の状況など、学校用地の条件に応じて教育環境を充実することができる施設整備を行う。

学校用地の広さや形状を自由に選ぶことができないことから、学校施設を整備する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件、周辺環境の状況などの様々な学校用地の条件においても、充実した教育環境を実現することができる施設整備を行います。

2 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の児童・生徒の教育環境及び生活環境の変化や、放課後活動や市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行う。

学校施設を整備する場合、耐用年数に応じた期間使用することが想定されます。

しかし、長期的な環境変化を予測しながら学校施設を整備することは困難であることから、学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の教育内容・方法といった教育環境の変化や、児童・生徒の生活環境の変化、児童・生徒数の減少により生じた余裕教室の他用途への転用、放課後活動の拠点及び市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行います。

3 ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行う。

整備した学校施設について、児童・生徒の良好な教育環境・生活環境を維持するには、学校整備後の管理費や修繕費を確保する必要があります。

しかし、学校施設は面積も広く施設数も多いため、整備費以外にも多額の管理費や修繕費を必要とすることから、学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行います。

第4章 町田市立学校 施設機能別整備方針

I 学校施設整備の検討条件

1 学級編制基準について

町田市立学校施設機能別整備方針（以下「整備方針」）における学級編制基準は、1学級あたり下記の児童・生徒数を基準として各施設機能の室数、面積等を検討したものである。

学級編制基準が見直される場合には、その影響を確認し、整備方針に定める各施設機能の室数及び面積等の見直しを行って施設整備を行うこと。

(1) 通常学級

①小学校

全学年：1学級あたり 35人

②中学校

第1学年：1学級あたり 35人

第2学年及び第3学年：1学級あたり 40人

(2) 特別支援学級

1学級あたり 8人

2 学級数及び児童・生徒数について

各施設機能の室数及び面積等を検討するにあたっては、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（2020年3月2日 教育委員会決定）」において定めた下記の適正規模及び学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて検討する。

(1) 1学年あたりの望ましい学級数（小学校）

3学級から4学級（1校あたり 18学級から 24学級）

(2) 1学年あたりの望ましい学級数（中学校）

4学級から6学級（1校あたり 12学級から 18学級）

Ⅱ 小学校

1 施設構成の基本的な考え方

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させたり、児童にゆとりある生活環境を整備するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」の整備が有効である。このことから、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件（面積、形状、関係法令による建築制限等）を踏まえて、オープンスペースを整備した場合でも、本整備方針に定める諸室に必要な室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することができる場合には、オープンスペースを整備する。

ただし、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件を踏まえて、オープンスペースの整備が困難な場合には、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、児童が最も多くの時間を過ごす普通教室においてゆとりある生活環境をつくるために、普通教室の面積を可能な限り広く整備するものとする。

2 施設機能別整備方針

(1) 普通教室等

①普通教室

ア 室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて決定する。

イ 面積等

あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり 72 m²以上の面積で整備する。

ただし、72 m²以上の面積で普通教室を整備した場合に、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外に本方針に定める必要な諸室の室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数等の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、64 m²以上を目標として可能な限り広い面積で整備する。

い オープンスペースを整備する場合の普通教室の面積は、オープンスペースと普通教室と一体的な使用が可能となることから、原則として1教室あたり 68 m²以上の面積で整備する。

う 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8m以上とすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数等の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

え 児童1人あたりの収納は、登校時の鞄及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品^{*1}を保管することができる広さを確保する。

ただし、児童の鞄及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童の収納に必要な広さを確認して整備すること。

*1 小学校の学用品の例：鞄（ランドセル）、教科書、副読本、資料集、ドリル・問題集、習字セット、絵具セット、算数セット、鍵盤ハーモニカ、裁縫セット、体操着、水筒、粘土など

お 児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に優先的に配置するものとし、多様な学習活動を展開する妨げとならないよう配慮するものとする。

か 普通教室の前面及び投影面・掲示面を設置する面には、大型提示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させるために、原則としてホワイトボードを整備する。

また、普通教室の前面には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないものとする。

き 教員の執務及び収納スペースは、普通教室における多様な学習活動を妨げることのないよう、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを確保して配置する。

く 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保する。

け 普通教室で使用する児童の机及び椅子は、児童の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

ウ 校内の配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室^{※2}整備する。

イ 面積等

少人数教室は、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、児童等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

(2) 多目的スペース

①オープンスペース (注) オープンスペースを整備する場合

ア 面積等

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は5m以上を確保する。

ただし、幅5m以上のオープンスペースを整備した場合に必要な室数等の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

イ 位置

オープンスペースの位置は、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定する。

^{※2} 第4学年～第6学年を想定

ウ 間仕切り

オープンスペースと普通教室の間には、会話や音楽の授業等の遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切り（引戸型）を設置する。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような引戸の収納を確保することが望ましい。

エ 動線の確保

児童等の移動による音や会話等の遮音や視線を考慮して、原則として動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。

ただし、オープンスペースが複数の学年の動線とならない場合には、廊下を整備しないことができる。

②多目的ホール

ア 室数

あ オープンスペースを整備する場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、原則として1校あたり1力所整備する。

い オープンスペースを整備しない場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、児童数及び学級数推計を踏まえて、1校あたり2力所以上整備する。

イ 面積等

多目的ホールの面積は、児童数及び学級数を踏まえて、原則として普通教室2教室分以上の面積で整備する。

また、多目的ホールの形状についても、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

ウ 校内の配置

多目的ホールの配置は、地域開放や避難所としての利用を想定し、原則として地域開放棟または地域開放区画に配置する。

③多目的室

ア 室数

児童数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室※3整備する。

イ 面積等

多目的室は、習熟度別学習、外国語科及び外国語活動等をはじめとした授業のほか、普通教室として使用することを考慮した面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

④小空間（クールダウンスペース）

普通教室またはオープンスペースの周辺に、個別の児童が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができる小空間を配置することが望ましい。

※3 第1学年～第3学年を想定

(3) 特別教室

①共通事項

特別教室の前面には、大型提示装置等の ICT を積極的に活用した多様な学習活動を展開するために、原則としてホワイトボードを整備するとともに、前面には指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

②理科室

ア 室数

理科室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室 2 教室分の面積で整備する。

③音楽室

ア 室数

音楽室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた音楽室の面積は、楽器等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室 2.25 教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。

ウ 校内の配置

音楽室の配置は、他の教室への音の影響を考慮した配置とすることが望ましい。

④図工室

ア 室数

図工室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた図工室の面積は、児童の作品等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室 2.25 教室分の面積で整備する。

⑤家庭科室

ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室 2 教室分の面積で整備する。

ウ 校内の配置

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放棟または地域開放区画に配置することが望ましい。

⑥ラーニングセンター（学校図書館）

これまでの学校図書館が有してきた図書やメディアの閲覧スペースに加えて、図書やメディア等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備する。

ア 面積等

あ ラーニングセンターの面積は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分の面積で整備する。

い ラーニングルームには、普通教室では実施することができない多様な学習活動を開発することができる広さ及び設えとするものとし、閲覧スペースとラーニングルームを別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り及び遮音等に配慮するものとする。

イ 校内の配置

ラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、地域開放または放課後活動等で活用することを想定した配置とすることが望ましい。

III 中学校

1 施設構成の基本的な考え方

将来の生徒数の変動や学習内容及び学習方法の変化等に柔軟に対応するために普通教室を配置し、特別教室等を使用する授業以外は、普通教室で授業を行うことを基本として整備する。

この普通教室について、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、中学生の体格を踏まえたゆとりある生活環境をつくるために、面積を可能な限り広く整備するものとする。

また、学年単位の活動等を3学年同時に展開することができるようるために、体育館及び武道場以外に多目的に使用することができる空間（多目的ホール）を整備する。

2 施設機能別整備方針

(1) 普通教室等

①普通教室

ア 室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて決定する。

イ 面積等

あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり80 m²以上の面積で整備する。

ただし、80 m²以上の面積で普通教室を整備した場合に、生徒数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外に本方針に定める必要な諸室の室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数等の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、72 m²以上を目指して可能な限り広い面積で整備する。

い 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8m以上とすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数等の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

う 生徒1人あたりの収納は、登校時の鞄及び下校時において家庭学習で不要な教科書や副読本等を含めた学用品^{※4}を保管することができる広さを確保するものとし、施錠可能な収納を配置する。

ただし、生徒の鞄及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において生徒の収納に必要な広さを確認して整備すること。

え 生徒の収納スペースは、生徒が学用品等を自ら管理しやすくするために、普通教室と一体的または廊下等の近接的な位置に配置する。

収納スペースを廊下等に配置する場合には、「あ」で定めた普通教室の面積から収納スペースの面積を除外して整備するものとする。

^{※4} 中学校の学用品の例：鞄、教科書、副読本、資料集、問題集、辞書、体操着、防寒着など

お 普通教室の前面及び投影面・掲示面を設置する面には、大型提示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させるために、原則としてホワイトボードを整備する。

また、普通教室の前面には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないものとする。

か 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保する。

き 普通教室で使用する生徒の机及び椅子は、生徒の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

ウ 校内の配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室^{※5}整備する。

イ 面積等

少人数教室は、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、生徒等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

(2) 多目的スペース

①多目的ホール

ア 室数

学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、1校あたり1カ所^{※6}整備する。

イ 面積等

多目的ホールの面積は、生徒数及び学級数推計を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。

また、多目的ホールの形状についても、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

ウ 校内の配置

多目的ホールの配置は、地域開放や避難所としての利用を想定し、原則として地域開放棟または地域開放区画に配置する。

※5 第1学年～第3学年（全学年）を想定

※6 体育館、武道場以外に1カ所を想定（学年単位の集会等を3カ所で同時開催可能）

②多目的室

ア 室数

生徒数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室^{※7}整備する。

イ 面積等

多目的室は、普通教室として使用しない場合には、習熟度別学習をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

(3) 特別教室

①共通事項

ア 特別教室の前面には、大型提示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動を展開するために、原則としてホワイトボードを整備するものとし、前面には指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

②理科室

ア 室数

理科室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

③音楽室

ア 室数

音楽室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた音楽室の面積は、楽器等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室2.25教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。

ウ 校内の配置

音楽室の配置は、他の教室への音の影響を考慮した配置とすることが望ましい。

④美術室

ア 室数

美術室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた美術室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

^{※7} 第1学年～第3学年（全学年）を想定

⑤技術室

ア 室数

技術室は、木工・金工兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた技術室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室分の面積で整備するものとし、換気等にも十分配慮した設えとする。

⑥家庭科室

ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

イ 面積等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室分の面積で整備する。

ウ 校内の配置

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放棟または地域開放区画に配置することが望ましい。

⑦ラーニングセンター（学校図書館）

これまでの学校図書館が有してきた図書やメディアの閲覧スペースに加えて、図書やメディア等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備する。

ア 面積等

あ ラーニングセンターの面積は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分の面積で整備する。

い ラーニングルームには、普通教室では実施することができない多様な学習活動を開くことができる広さ及び設えとするものとし、閲覧スペースとラーニングルームを別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り及び遮音等に配慮するものとする。

イ 校内の配置

ラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、地域開放または放課後活動等で活用することを想定した配置とすることが望ましい。

(4) その他（進路指導室）

①室数

進路指導室は、学年別の対応することができるようするために、原則として 1 校あたり 3 室整備する。

②面積等

進路指導室は、原則として校内全体で普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備するものとし、進路資料を閲覧することができるスペースを加算して確保するものとする。

③校内の配置

進路指導室は、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。

IV 小・中学校の共通事項

1 特別支援教育

(1) 特別支援学級

①室数

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校には、小教室、プレイルーム、教員が授業準備を行う準備室及び専用のトイレ・倉庫を一体的に整備する。

小教室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、小教室については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、学級数の変動に柔軟に対応することができる必要数を整備する。

また、肢体不自由学級を設置する学校の施設機能については、設置校を改築する際に必要な施設機能を個別具体的に検討するものとする。

②面積等

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校の施設機能については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、下記の面積で整備する。

- ア 小教室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。
- イ プレイルームは、原則として1教室分以上の面積で整備する。
- ウ 準備室は、0.5～1教室分の面積を目安として整備する。
- エ 特別支援学級のトイレは、児童・生徒が利用しやすい位置に配置するものとし、一体または近接してシャワー設備を整備することが望ましい。
- オ 特別支援学級の倉庫は、必要な教材等を保管することができる面積で整備する。

③校内の配置

特別支援学級は、緊急時に速やかに移動することができるよう地上階において、児童・生徒が通いやすい位置に配置する。

(2) 特別支援教室

①室数

特別支援教室を設置する学校には、全体指導室、個別指導室及び教員が授業準備等を行う準備室を一体的に整備する。

個別指導室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、個別指導室については、学校施設整備時における指導体制を確認して、必要数を整備する。

②面積等

- ア 全体指導室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備する。
- イ 個別指導室は、1室あたり10m²程度を目安として整備する。
- ウ 準備室は、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

③校内の配置

特別支援教室は、児童・生徒が通いやすい位置に配置する。

2 ICT 環境

- (1) 各教室、多目的ホール及び多目的室には、プロジェクター型の大型提示装置を整備する。
ただし、大型提示装置を含めた ICT 機器は時代に応じて進化することから、時代に応じた多様な学習活動を展開するために必要な ICT 機器を積極的に選定するものとする。
- (2) 指導者用及び学習者用コンピュータがネットワークに接続することができる環境について、原則として体育館等を含めた校舎内に整備する。
また、屋外運動場においてもネットワークに接続することができる環境を整備することが望ましい。
- (3) 学習者用コンピュータの保管または充電場所について、時代に応じた学習者用コンピュータの活用方法及び性能等を踏まえた適切な位置に整備する。

3 管理諸室

(1) 施設構成の基本的な考え方

管理諸室は、原則として地上階において一体的または近接的に整備するものとし、教職員間の連携を重視した配置とする。

(2) 職員室

①室数

職員室は、特別支援教育を担任する教員も含めて 1 つの職員室で執務することができるよう整備するものとし、印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを併設する。

また、教員以外に教育活動に従事または補助する人材のうち、職員室に個人机、共用机または共有スペースが必要な人材に必要な環境を整備する。

②面積等

ア 職員室は、印刷・教材作成スペース、コミュニケーションスペースも含めて、児童・生徒数、学級数推計及び職員室で執務する教員等の人数を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分以上の面積で整備する。

イ 特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校となっている学校にあっては、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況及び指導体制を踏まえて、アで定めた職員室の面積に必要な面積を加算して整備するものとする。

ウ 教員等が効率的に働きやすい環境を整備するために、原則として職員室内に印刷・教材作成スペースを整備する。

エ 教員等が円滑な情報共有を行ったり一時的な休息をするために、職員室内にコミュニケーションスペースを整備する。

オ コミュニケーションスペースには、給湯設備を整備するとともに、家具の配置等を工夫し、教員等が気軽に集まりやすい環境を整備する。

カ 職員室またはその周辺において、落ち着いた環境で電話応対をできるスペースを整備する。

キ 職員室には、個人情報の管理に配慮しつつ、児童・生徒が気軽に相談しやすい設えとすることが望ましい。

③校内の配置

職員室は、原則として校長室と隣接させて配置するとともに、児童・生徒の安全を確保するために、屋外運動場等の児童・生徒を見守りやすい位置に配置する。

(3) 校長室

①面積等

校長室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

②校内の配置

校長室は、原則として職員室と隣接させて配置する。

(4) 事務室

①面積等

事務室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

②校内の配置

事務室は、来客者を確認することができる位置に配置するとともに、来客者に応対しやすい設えとする。

また、校長室と隣接または近接することが望ましい。

(5) 保健室

①面積等

保健室は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備し、シャワー設備及びトイレを整備するものとする。

②校内の配置

保健室は、屋外運動場に近く、救急車両等が近接しやすい位置に配置する。

(6) 用務員室

用務員室は、執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室 1 教室分の面積で整備する。

(7) 倉庫・教材室

①室数

倉庫・教材室は、教材・教具、物品・行事用具、事務・文書保管、児童・生徒及び教職員の備蓄倉庫等の目的別に整備する。

②面積等

倉庫・教材室は、学校施設を整備する通学区域における児童・生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として校内全体で普通教室 3 教室分の面積を目安として整備する。

③校内の配置

倉庫・教材室は、教材・物品等を管理しやすい箇所に配置する。

(8) 教育相談室

①面積等

教育相談室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

②校内の配置

教育相談室は、管理諸室を配置する区域において、原則として保健室と近接させながら、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。

(9) 会議室

会議室は、原則として普通教室 1 教室分の面積を目安として整備する。

(10) 教職員用更衣室

①室数

教職員用更衣室は、男女を区分して各 1 室整備する。

②面積等

教職員用更衣室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備するものとし、シャワースペース及び休憩スペースの面積を加算して併設するものとする。

(11) 給湯室

管理諸室を配置する区域には、来客者への対応等を行うための給湯室を整備する。

4 その他諸室

(1) 放送室

放送室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備する。

(2) 児童・生徒用更衣室

児童・生徒用更衣室は、男女を区分して各 3 室整備するものとし、小学校または中学校において、原則として、学校全体で下記の面積を目安として整備する。

①小学校

普通教室 2 教室分

②中学校

普通教室 3 教室分

(3) 児童・生徒会室

児童・生徒会室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備する。

(4) 保護者活動室（PTA 室）

保護者活動室（PTA 室）は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備するものとし、学校内において活動しやすい位置に配置することが望ましい。

(5) コミュニティルーム

学校と地域が協働する拠点及び学校支援ボランティア等の準備・更衣スペースとなるコミュニティルームについて、原則として普通教室 1 教室分の面積を目安として整備するものとし、地域開放棟または地域開放区画に配置する。

(6) 学校管理員室

地域開放棟または地域開放区画を管理運営するスタッフが執務を行うための学校管理員室について、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備するものとし、地域開放用の昇降口に近接して配置する。

5 共有部分

(1) 昇降口

①昇降口は、利用する児童・生徒数や動線に応じた適切な広さ及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとする。

②地域開放用の昇降口について、地域開放棟または地域開放区画に整備する。

(2) 廊下

- ①廊下は、明るく見通しのよい形状とするとともに、児童・生徒がゆとりをもって安全に歩行することができる適切な幅を確保する。
- ②中学校において、生徒の収納スペースを廊下に配置する場合には、配置する収納スペースの面積を踏まえた幅を確保するものとする。

(3) 階段

- ①階段は、利用する児童・生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備する。
- ②安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとする。

(4) 児童・生徒用トイレ

- ①児童・生徒用トイレは、明るく児童・生徒が使いやすい空間となるよう整備するものとし、清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。
- ②便器は、原則として洋式便器を整備する。

ただし、学校の実情に応じて、和式便器の整備が必要な場合には、必要な箇所に和式便器を整備するものとする。

③「みんなのトイレ^{※8}」は、防災拠点として使用する体育館及び地域開放棟または地域開放区画の地上階に整備するものとし、校舎の各階に車いす対応トイレを整備する。

みんなのトイレ及び車いす対応トイレの整備にあたっては、性別に関わりなく利用しやすい配置及び配慮を行うものとする。

(5) 手洗い場

- ①手洗い場は、利用する児童・生徒数や動線及び並ぶスペースにも配慮した適切な広さ及び配置で整備する。
- ②手洗い場の水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童・生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数で整備する。
- ③小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途^{※9}を踏まえて差を設けて配置する。

(6) 学校ギャラリー

- ①校舎内の共有部分に、児童・生徒の教育活動の成果や学校行事に関連する展示・掲示物、児童・生徒が各教科に興味を持つような展示・掲示物など、多目的な展示・掲示をすることができる学校ギャラリーについて、原則として、学校全体で普通教室1教室分の面積を目安として整備するものとする。
- ②学校ギャラリーの配置は、校舎内の共有部分に分散して配置することができる。

(7) コミュニケーションスペース

校舎内の共有部分に、児童・生徒同士が交流しやすくなるようなコミュニケーションスペースを整備する。

^{※8} 車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方等が利用することができるトイレのこと。車いす対応トイレ、オストメイト対応設備、乳幼児の設備等を整備している。

^{※9} 例：バケツ等の重量のある用具の使用、清掃用具の使用など

6 体育施設

(1) 屋内体育施設

①**体育館**

ア 体育館は、校舎や屋外運動場の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保するものとする。

イ 体育館には、学校行事を行うためのステージや放送設備、用具倉庫やトイレ等を一体的に整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置するものとする。

②**武道場兼多目的ホール（中学校）**

ア 武道場は、学年集会や体育の授業を含めた運動などを行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備するものとする。

イ 武道場兼多目的ホールは、畳が収納できるスペースを整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置するものとする。

ウ 武道場兼多目的ホールを校舎と一体で計画する場合には、運動で生じる音や振動に十分配慮した構造とする。

(2) 屋外体育施設

①**屋外運動場**

ア 屋外運動場は、校舎や体育館等の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保するものとする。

イ 屋外運動場の仕様は、児童・生徒の活動のしやすさやメンテナンス、周囲への砂塵等の影響を考慮して整備する。

ウ 屋外運動場には散水設備を整備するものとし、屋外から直接使用可能な倉庫やトイレを整備する。

②**運動器具・遊び場・遊具**

ア 屋外運動場には、体育の授業に使用する運動器具を確認して整備する。

イ 小学校において、安全に配慮しながら体力向上に資する遊び場や遊具を、屋外運動場の面積を考慮しながら整備する。

(3) プール ※プールを整備する場合のみ

ア プールを整備する場合には、更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設を一体的に整備するものとし、プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保する。

イ プールの水深は、プールを使用する児童・生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮する。

ウ プールの設置場所等の条件に応じた熱中症や外部からの視線への適切な対策を実施して整備する。

7 給食施設

(1) 小学校では、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえた適切な規模の調理室及び調理員用休憩室を整備するとともに、教室を配置する各階に配膳室を整備する。

(2) 中学校では、教室を配置する各階に配膳室を整備するとともに、給食に必要な施設機能を整備する。

8 空調設備・換気計画

- (1) 空調設備は、児童・生徒が教育活動を行う諸室等及び屋内体育施設、教職員等が執務を行う諸室、給食施設、保護者・地域住民等が活動を行う諸室に整備する。
- (2) 学校施設の屋内において、場所ごとに適した自然換気及び機械換気をすることができる設備等を整備する。

9 駐車場・駐輪場

- (1) 駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、屋外運動場の面積の確保を優先するものとしつつ、様々な用務で来校する者の駐車場及び駐輪場を可能な限り確保するものとする。
- (2) 駐車場及び駐輪場を整備するにあたっては、自動車及び自転車等と児童・生徒の動線が可能な限り交錯することのないよう配慮して配置する。

10 防犯・安全対策

(1) 施設配置

学校用地の条件に応じて死角となる場所が可能な限り少なくなるよう、建物、屋外施設、門を配置する。

(2) 外構、植栽、囲障等

学校周辺の状況や施設配置に応じた外構、植栽、囲障等を計画する。

(3) 出入管理、侵入監視、通報システム

- ①学校用地に児童・生徒の安全を確保する区画を設定し、当該区画の出入口は施錠管理するとともに、来校者用の出入口にはインターホンと電気錠を設置する。
- ②防犯カメラについて、防犯上必要な箇所に整備する。
- ③各教室には、内線一体型の緊急ボタンを設置する。

(4) 危険個所の対策

学校施設内において衝突、転倒、転落の防止対策を行うとともに、建具等の事故防止対策を実施する。

11 バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- (1) 学校施設を整備するにあたっては、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」において定める整備基準を基本として整備する。
- (2) 学校施設が児童・生徒以外に保護者や地域住民が利用することを考慮し、ピクトグラムを併用するなど誰にでもわかりやすいサインを計画して整備する。
- (3) サインにおいて使用する言語は、児童・生徒が英語により親しむために、日本語と英語を併記するものとする。

また、地域開放棟及び地域開放区画におけるサインに使用する言語は、日本語と英語以外の言語を表示することが可能な設えとする。

12 防災拠点としての施設整備

- (1) 学校施設について、災害時の避難施設として利用することを想定した開放範囲、区画を設定することができるよう整備する。
- (2) 防災倉庫、防災備蓄倉庫を体育館と一体的または近接した位置に整備する。

- (3) 学校における避難所機能に必要な非常用の電気・ガスを確保するとともに、水を確保するため受水槽を整備する。
- (4) 災害時のトイレを確保するためにマンホールトイレを整備する。
- (5) 電気、ガス、水道等のインフラ設備について、災害時の使用や早期復旧することができるよう耐震性等を考慮して整備する。

13 放課後活動

(1) 学童保育クラブ

- ①学童保育クラブは、児童の安全に配慮するとともに児童数の変動への対応に留意しながら、地域開放棟または地域開放区画に学童保育クラブに必要な諸室を整備するものとし、学童保育クラブ専用のトイレや手洗い場を整備する。
- ②放課後に学童保育クラブに直接出入りすることができる昇降口を整備する
- ③地域開放棟または地域開放区画に整備した学校施設機能とも連携しやすい設えとする。

(2) 放課後子どもクラブ「まちとも」

- ①放課後子ども教室「まちとも」の活動に必要な用具等を保管し、活動の準備を行う準備室について、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備する。
- ②準備室は、学童保育クラブの区画に近接して配置する。

14 地域開放・複合化への対応

(1) 地域開放

学校施設を地域開放するうえで、児童・生徒の安全を確保するために、地域開放する諸室を配置する棟または区画を設定して整備する。

(2) 複合化

- ①学校施設と他の公共施設等と複合化する場合には、児童・生徒の安全を確保するため、学校用地内において区画を設定し、複合化する公共施設等の区画への出入口及び棟への玄関を独立して整備する。
- ②学校施設と複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設について、学校施設の側から利用しやすいよう工夫して整備する。

ただし、児童・生徒の安全を確保する必要があることから、公共施設等の側から侵入しにくいよう工夫して整備するものとする。

15 木質化

児童・生徒が落ち着いて学校生活を過ごすために、学校施設内の内装について、規模、予算に応じた木質化を図ることが望ましい。

16 環境配慮

文部科学省が定める「エコスクールプラス」をもとに学校施設を整備するものとする。

V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応

「町田市立学校 施設機能別整備方針」（以下「整備方針」）に定める施設機能を整備することを計画した際に、計画した延床面積が学校建設予定地の容積率に基づく建築可能延床面積を上回る場合または屋外運動場の面積の確保が困難となる場合について、原則として下記のとおり対応するものとする。

1 容積率超過への対応

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（1）から（4）の方法を組み合わせて対応する。

ただし、小学校においてオープンスペースを整備した場合に、本整備方針に定める必要な諸室の室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することが困難な場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

- (1) 共有部分の面積を抑制する。
- (2) 児童・生徒数の減少が予測される学校において、建設当初は多目的室を普通教室として使用し、児童・生徒数の減少後に多目的室として使用する。（普通教室数の抑制）
- (3) 各諸室のうち、共有可能な諸室を共有する。
- (4) 児童・生徒の利用頻度を踏まえて諸室の面積を縮小する。

【縮小の優先順位】

- ① その他諸室
- ② 管理諸室
- ③ 特別教室
- ④ 普通教室、特別支援教育諸室

※諸室面積の標準となる普通教室面積を縮小する。

2 運動場面積不足への対応

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（1）から（3）の方法を組み合わせて対応する。

- (1) プールを整備する場合に、プールを屋上等に整備する。
- (2) 屋内体育施設を重層化して整備する。
- (3) 学校用地の地下を活用して整備する。

VI 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(1) 学級数:24学級 (各学年4学級×6学年) ※オープンスペースを整備した場合
1コマ: 72m² (普通教室、少人数教室、多目的室のみ1コマ68m²)

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	24	1	普通教室、少人数教室、多目的室のみ 1コマ68m ² で算定
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	3	
	オープンスペース	30	※	
② 特別教室	理科室	2	2	準備室含む
	音楽室	2	2.25	準備室含む
	図工室	2	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	プレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	4	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
⑥ その他諸室	給湯室	1	適宜	
	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
⑦ 給食	学校管理員室	1	0.5	
	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
	学校ギャラリー			
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安) 約12,400m²
※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

VII 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(2) 学級数:24学級 (各学年4学級×6学年)

1コマ: 72m²

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	24	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	2	3	
② 特別教室	理科室	2	2	準備室含む
	音楽室	2	2.25	準備室含む
	図工室	2	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	プレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	4	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
	給湯室	1	適宜	
⑥ その他諸室	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
⑦ 給食	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安)

約11,200m²

※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

VII 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(3) 学級数・18学級（各学年3学級×6学年）※オープンスペースを整備した場合
1コマ：72m²（普通教室、少人数教室、多目的室のみ1コマ68m²）

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	18	1	普通教室、少人数教室、多目的室のみ 1コマ68m ² で算定
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	2	
	オープンスペース	24	※	
② 特別教室	理科室	1	2	準備室含む
	音楽室	1	2.25	準備室含む
	図工室	1	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	プレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	3.5	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
	給湯室	1	適宜	
⑥ その他諸室	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
⑦ 給食	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
	学校ギャラリー			
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安) 約10,400m²
※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

VI 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(4) 学級数:18学級 (各学年3学級×6学年)

1コマ: 72m²

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	18	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	2	2	
② 特別教室	理科室	1	2	準備室含む
	音楽室	1	2.25	準備室含む
	図工室	1	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	プレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	3.5	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
	給湯室	1	適宜	
⑥ その他諸室	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
⑦ 給食	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安)

約9,700m²

※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

VII 諸室の構成及び規模の標準（中学校）

(1) 学級数:18学級 (各学年6学級×3学年)

1コマ: 80m²

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	18	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	4	
② 特別教室	理科室	2	2	準備室含む
	音楽室	2	2.25	準備室含む
	美術室	2	2	準備室含む
	技術室	1	2.5	準備室含む ※木工・金工兼用
	家庭科室	1	2.5	準備室含む ※被服・調理兼用
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	ブレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
④ 特別支援教室	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
⑤ 管理諸室	準備室	1	0.5	
	職員室(印刷室等含む)	1	4	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	進路指導室	3	※	※総面積は0.5~1コマ程度。
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
⑥ その他諸室	給湯室	1	適宜	
	放送室	1	0.5	
	生徒会室	1	0.5	
	生徒用更衣室	6	※	総面積は3コマ程度
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
⑦ 給食	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
	配膳室	4	0.5	4階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
⑨ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
	武道場兼多目的ホール	1		
⑩ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑪ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安)

約11,200m²

※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

VII 諸室の構成及び規模の標準（中学校）

(2) 学級数:12学級 (各学年4学級×3学年)

1コマ : 80m²

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	12	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	3	
② 特別教室	理科室	1	2	準備室含む
	音楽室	1	2.25	準備室含む
	美術室	1	2	準備室含む
	技術室	1	2.5	準備室含む ※木工・金工兼用
	家庭科室	1	2.5	準備室含む ※被服・調理兼用
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 (設置校のみ)	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	ブレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
④ 特別支援教室	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
⑤ 管理諸室	準備室	1	0.5	
	職員室(印刷室等含む)	1	3.5	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	進路指導室	3	※	※総面積は0.5~1コマ程度。
	教職員用更衣室	2	0.75	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
⑥ その他諸室	給湯室	1	適宜	
	放送室	1	0.5	
	生徒会室	1	0.5	
	生徒用更衣室	6	※	総面積は3コマ程度
	保護者活動室(PTA室)	1	0.5	
⑦ 給食	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
	配膳室	4	0.5	4階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
⑨ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
	武道場兼多目的ホール	1		
⑩ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑪ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安) 約9,500m²
※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安)に必要面積を加算。

町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 部会員名簿

※2021年2月3日時点

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
学識経験を有する者	東京都市大学共通教育部 主任教授 ※部会長	山口 勝己
市立学校の児童又は生徒の保護者	町田第三小学校 PTA 会長	末吉 泰子
	町田第一中学校 PTA 会長	鴨河 貴史
市立学校におけるボランティア等の経験を有する者	町田第一小学校 学校支援ボランティアコーディネーター	相澤 真理
	金井中学校 学校支援ボランティアコーディネーター	関根 美咲
市立学校の教職員の代表	町田市立忠生小学校 校長	岩切 洋一
	町田市立南成瀬中学校 校長	高橋 博幸
教育委員会 学校教育部	学校教育部長	北澤 英明
	学校教育部指導室長兼指導課長	小池 木綿子
	学校教育部教育総務課長	田中 隆志
	学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
	学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
	学校教育部学務課長	田村 裕
	学校教育部保健給食課長	有田 宏治
	学校教育部教育センター所長	林 啓
	学校教育部教育センター担当課長	辻 和夫
	学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
財務部	学校教育部施設課主任	菅野 雄一
	財務部営繕課長	武井 祐介

町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 事務局名簿 ※2021年2月3日時点

役職等	氏名
学校教育部教育総務課総務係主任	小形 さや香
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介
学校教育部教育総務課総務係主任	京増 勇二
株式会社豊建築事務所 代表取締役	田中 秀朗
株式会社豊建築事務所 設計部 建築計画担当部長	奥澤 信之
株式会社豊建築事務所 設計部	青柳 佳央里

町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 開催経過

日程		議題等
2020年7月10日		実地調査① 金井中学校、町田第一小学校 ※審議会委員と合同で実施
7月14日		実地調査② 小山ヶ丘小学校、小山中学校 ※審議会委員と合同で実施
7月20日		意見交換会 ※審議会委員と合同で実施
第1回	7月28日	(1) 検討部会 運営について (2) 検討部会 検討事項について (3) これからの学校施設に期待される役割について (4) 「(仮称) 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」検討課題について
8月31日		町田市立学校（2000年以降建築・改築校）現地調査① 鶴川第一小学校、図師小学校 ※山口部会長・教育委員会が実施
9月10日		町田市立学校（2000年以降建築・改築校）現地調査② 小山中央小学校、小山ヶ丘小学校 ※山口部会長・教育委員会実施
9月11日		町田市立学校（2000年以降建築・改築校）現地調査③ 鶴川中学校 ※山口部会長・教育委員会が実施
9月18日 ～10月5日		町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査実施 ※教育委員会が実施
9月末～10月上旬		町田市立学校（2000年以降建築・改築校）アンケート調査 ※山口部会長が実施
第2回	9月29日	(1) 第1回検討部会の振り返り (2) 各種アンケート調査及び現地調査 実施状況報告 (3) 国・他自治体における学校施設整備方針の策定状況 (山口部会長情報提供) (4) 検討部会 検討事項及び検討スケジュール (5) 新たな学校施設整備の基本理念・基本方針（骨子）の検討
第3回	10月13日	(1) 第2回検討部会の振り返り (2) 個別施設機能の検討について（その1） (生活環境、安全性、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境配慮)
第4回	11月6日	(1) 第3回検討部会の振り返り (2) 基本理念の検討について（その1） (3) 個別施設機能の検討について（その2）（普通教室及び多目的スペース）
第5回	11月24日	(1) 第4回検討部会の振り返り (2) 個別施設機能の検討について（その2）（普通教室及び多目的スペース） (3) 個別施設機能の検討について（その3）（特別教室、特別支援教育）
12月2日		実地調査③ 内田洋行フューチャークラスルーム
第6回	12月15日	(1) 検討部会 検討スケジュールについて (2) 個別施設機能の検討について（その4） (ICT教育環境、管理諸室、その他諸室①)

第7回	12月22日	(1) 町田市立学校施設整備方針（案）の中間整理について
第8回	2021年 1月12日	(1) 基本理念の検討について（その2） (2) 個別施設機能の検討について（その5） (その他諸室②、体育施設、防災拠点としての施設整備、学校施設の地域開放・複合化への対応)
第9回	1月19日	(1) 普通教室の面積について ※小学校35人学級への対応含む (2) 諸室の構成及び規模の標準について (3) 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応について
第10回	2月3日	(1) 「基本的な考え方」検討部会案の検討・決定